

平成二十五年五月十六日付け広島県報（定期）第三十八号に登載の広島県告示第四百三十二号（漁業の免許の内容たるべき事項などの定め）の別冊の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行	誤	正
別冊その一 の二七	下から四	結んだ2直線	結んだ直線
	下から四	ツ17を結んだ	ツ20を結んだ
別冊その二 の五四	一七	3・4を結んだ直線と6・7を結んだ直線	3・4, 4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線
		カ4を結んだ	カ5を結んだ
	一九	カ4を結んだ	カ5を結んだ
別冊その二 の一四七	四	3・4を結んだ直線と6・7を結んだ直線	3・4, 4・5を結んだ2直線と7・8を結んだ直線
		カ4を結んだ	カ5を結んだ
	六	カ4を結んだ	カ5を結んだ
	七	次の3ア	次の2ア
別冊その三 の六	八	エ4を結んだ	エ3を結んだ
	一五	次の3ア	次の2ア
別冊その三 の一七	一六	オ4を結んだ	オ3を結んだ
		オ4を結んだ	オ3を結んだ
別冊その五 の一〇一	トから一四	カアを結んだ6直線	カキ, キアを結んだ7直線
	トから一	距岸5メートル	距岸（観音浜干拓地東側防波堤を含む。）5メートル
別冊その五 の一四	トから一	距岸5メートル	距岸（観音浜干拓地東側防波堤を含む。）5メートル
別冊その六 の二二	二	ケアを結んだ9直線	ケコ, コアを結んだ10直線